

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第1区分

【発行日】平成30年11月29日(2018.11.29)

【公開番号】特開2018-52813(P2018-52813A)

【公開日】平成30年4月5日(2018.4.5)

【年通号数】公開・登録公報2018-013

【出願番号】特願2017-220515(P2017-220515)

【国際特許分類】

C 03 C	19/00	(2006.01)
C 03 B	35/00	(2006.01)
C 03 B	33/03	(2006.01)
B 24 B	9/10	(2006.01)
B 24 B	41/06	(2012.01)

【F I】

C 03 C	19/00	Z
C 03 B	35/00	
C 03 B	33/03	
B 24 B	9/10	Z
B 24 B	9/10	C
B 24 B	41/06	A

【手続補正書】

【提出日】平成30年10月17日(2018.10.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

研削ヘッドと、互いに独立して角度制御回転及び研削ヘッドに対して進退する2基の研削ワークテーブルとを備え、この2基の研削ワークテーブルは、交互に研削ヘッドに対して角度制御回転と進退との協働による平面極座標移動を行うようになっているガラス板の加工装置。

【請求項2】

研削ヘッドは、ガラス板搬送通路の側部に配置されており、2基の研削ワークテーブルは、ガラス板の搬送方向に平行に配置されている請求項1に記載のガラス板の加工装置。

【請求項3】

2基の研削ワークテーブルは、研削ヘッドを挟んでガラス板搬送通路に配置されている請求項1に記載のガラス板の加工装置。